

議案第 10 号

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 7 日提出

清水町長 阿 部 一 男

清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

清水町職員の給与に関する条例（昭和 26 年清水町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項中「第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」を「第 13 条の 2 に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額」に改める。

第 12 条の 2 第 2 項中「第 13 条」を「第 13 条の 2 に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額」に改める。

第 12 条の 3 中「第 13 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額」を「第 13 条の 2 に規定する時間外勤務手当の基礎となる給与額」に改める。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

(時間外勤務手当の基礎となる給与額の算出)

第 13 条の 2 時間外勤務手当の基礎となる給与額は、給料の月額に第 9 条の 2 に規定する手当（同条第 1 項第 1 号に規定する職員に支給する手当を除く。）及び次条に規定する手当を加えた額に 12 を乗じ、その 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 14 年清水町条例第 4 号）第 10 条に定める休日に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に実施される清水町職員の給与に関する条例（昭和 26 年清水町条例第 16 号）第 12 条、第 12 条の 2 及び第 12 条の 3 の手当については、なお従前の例による。

3 清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 19 年清水町条例第 4 号）附則第 2 項又は第 3 項若しくは第 4 項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の清水町職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 13 条の 2 の規定の適用については、給与条例第 13 条の 2 中「給料の月額」とあるのは「給料月額と清水町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 27 年清水町条例第 8 号）附則第 2 項又は第 3 項若しくは第 4 項の規定による給料月額との合計額」とする。